

新型コロナウイルス感染症対策に 係る要望書

令和2年5月28日

高根沢町長 加藤 公博 様

清流会 代表 野中 昭一

晨光の会 代表 加藤 章

絆の会 代表 齋藤 武男

公 明 代表 高根 博

新型コロナウイルス感染症対策に係る要望等について

今回の、新型コロナウイルス感染症対策において町民の安全のため昼夜を分かたず対策されており敬意を表する次第です。

本県においては、5月15日緊急事態宣言の解除がされたところではありますが、感染の可能性がゼロになったわけではなく、引きつづき対策を講じていただくようお願いいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症対策緊急支援資金利子補助金に関しては、町内の事業者の火を消さない、産業を守り抜く施策として、素早い対応は一定の効果があったと評価いたしております。

今後は感染症の収束期に向けた対策が求められます。

基礎自治体として、町民の命と生活を守るため総力を挙げて取り組み、「だれ一人取り残さない」という理念のもと、きめ細かな配慮を求めます。

よって会派として以下の項目を提言します。

記

1 生活支援について

- (1) DV、虐待、いじめなど被害者の声が届けられる体制の強化として、実態の把握に努め、防止啓発、支援施策や相談窓口の利用促進の周知及び体制の充実を図ること
- (2) ひとり親家庭、収入が減って生活が苦しくなった住民、独居及び高齢者のみ世帯、障がいを抱える世帯等の生活困窮状況を把握し、相談体制の強化や日常生活支援策・社会的孤立防止策を図ること

- (3) 各種支援制度について、支援を必要とする方にとって、利用できる制度を周知徹底し、利用の促進を図ること、また、休業要請業種には該当しないが自主的に協力して休業した業種(理美容等)についても休業の確認が取れた場合財政的支援すること、また各種貸付や融資などの手続きに必要となる住民票の写しなどの証明書の手数料を無料にすること
- (4) 本町の裁量によりできることとして、水道料金（基本料）の減免もしくは免除等を図ること
(12,483世帯 × 3,410円 = 42,567,030円)

2 医療・福祉体制支援について

- (1) 感染症第2波の到来を想定し、引き続き医師会等関係機関と十分に連携を行い、迅速な対応ができる体制への支援や協力を図ること
- (2) クラスターの危険性が高い、高齢者・障がい者等福祉施設に財政的支援を図ること

3 教育対策について

- (1) 学校等の再開については、児童生徒及び保護者、教職員の安全安心の確保を最優先とし、感染防止対策に必要な措置（空気清浄機や加湿器、非接触型体温計、AIサーマルカメラ、教壇パーテーション、全児童・教職員分のフェイスガードなどの資機材）を講じ、再開に際しては、夏休みの短縮や土曜授業、自宅学習、時差・分散登校など方法を検討し、学校規模や地域の状況に応じた柔軟な対応を図ること
また、早期に保護者へ再開に向けた年間での授業の進め方や、学校及び登下校時の感染症対策を明確にしたロードマップの周知を図ること
- (2) これまでの長期休校による児童生徒の健康管理や心のケア、家庭における学習状況の把握や教材の充実等、支援体制の強化を図ること
- (3) SNSを活用するなど、保護者や児童生徒の不安解消に向けた学校とのコミュニケーションの確保対策を迅速に図ること
- (4) 教育行政でフェイスガードを全児童分購入し、授業を行う上で万全な対策を図ること（マスク熱中症予防にもなる）
- (5) 現行の学校給食の配膳スタイルから、お弁当スタイルへの変更を図ること
- (6) 学習指導要綱の中には、学力のみならず「知・徳・体」それぞれの学びが含まれており、運動会や合唱コンクールなどの行事も重要な役割がある。
新型コロナウイルスの影響により、学校行事が中止され、様々な学びの機会が失われた状況であり、3密を防ぎつつも、学年ごとにこれらの学びを得られるようにすることを検討、実施を図ること

- (7) 今後、第2波、第3波の新型コロナウイルスの影響があると言われる中で、学びの保障として、早急にPCタブレット端末の導入（一人1台）を図ること
- (8) 文部科学省において、令和2年5月22日付で発表された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に記載されている内容に沿った対応を図ること
- (9) 発熱等の症状があらわれた児童、生徒を他者との接触を避けるため、保健室での対応ではなく、専用の別室を設けること
- (10) 校内の消毒にあたり、業間の休み時間では消毒作業を完全に行う事が難しく、対策・対応を図ること
- (11) 学校における新型コロナウイルス感染症対策が不安である保護者、児童、生徒が自主的に登校を控える場合の対応を図ること
また、発熱等により休む児童、生徒に対し欠席扱いにしないこと
- (12) 乾燥期となる秋以降に、インフルエンザの流行が新型コロナウイルスの感染と併行することが予想され、学校における対策、対応を現時点から検討を図ること
- (13) 学校再開に向けた支援を講じるための財源措置として、「令和2年度文部科学省補正予算」の有効活用を図ること

4 危機管理対策について

- (1) 台風や集中豪雨、地震、その他災害などに備え、避難所開設時の感染防止策など危機管理体制を想定し、必要な設備や物資の確保を図ること
- (2) 今後の緊急事態に備えるため、これまでの情報の整理を図り、町民及び職員の負担軽減・事務手続きの迅速化のため、効率化を図ること
- (3) 業務を継続している職員の健康面の配慮を十分に行うとともに、感染防止環境の充実強化を図ること

5 情報について

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に関する栃木県等との会議における情報について、町議会に対し最大限情報提供（メール等の利活用）をすること

6 収束に向けた取り組みについて

- (1) 町民の元気を取り戻すための施策として、満18歳以下の子を有している家庭に地域振興券を配るなどの支援策を広く浅く講じること

- (2) 新型コロナウイルスで特に影響のある飲食事業者が、現在テイクアウト等の対応を図り、事業が持続できるよう必死に頑張っている
町内の飲食店で使える割引チケットを全町民に発券し、町内でお金の循環を図ること
(一人当たり 500円 × 29,414人 = 14,707,000円)
- (3) 10月以降に予定されている事業・イベント等の開催について、早期に方向性を示すこと。また、中止となった事業の財源については、新型コロナウイルス感染症対策への活用を図ること
- (4) 今般の新型コロナウイルス対策及び支援策で財政が安定しなくなり、公共工事の発注等が減り、建設業が今後影響されると言われている
本町の建設事業者がこうした影響のもと廃業等の最悪な事態に陥らないよう、本町として計画的な工事発注の変更が起きないように望む
- (5) 新型コロナウイルス対策緊急支援資金利子補給の対象者に、農業従事者も含むこと

7 行政対応について

- (1) 庁舎や公共施設等で不特定多数の人が出入りする場所へ、発熱のある方が一目で分かる様 AI サーマルカメラの導入を図ること
また、発熱のある方が来られた時の対応として、他者との接触を避けるための部屋を用意すること
- (2) スポーツ及び文化活動等で、公共施設を利用したい個人及び団体に対し、貸す側（行政）と借りる側の責任区分を明確にし、相互の理解と協力を持ってコロナ対策を万全な形で遂行し、安心して健全なスポーツ及び文化活動の再開を図ること
また、公共施設利用については、新型コロナウイルスが収束するまで、町外の方の利用を禁止する措置を図ること
- (3) 全町民に、国・県・町が行っている新型コロナウイルス支援策をまとめた一覧表を作成・配布を図ること
- (4) 事業所の売り上げ減少や、失業、減給などにより、次年度の自主財源（町税等）が減少することが予測されるので、本町が行う事業の在り方や、財源確保の検討を図ること